# みやぎ海岸防災林・森林づくり管理方針

令 和 2 年 1 2 月 水産林政部森林整備課

#### 1 目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波で壊滅的な被害を受けた海岸防災林は、国・県・民間団体が連携しながら、植栽基盤の造成工事やクロマツ等の植栽を行い、震災後10年の歳月をかけ再生されつつあります。

しかし、震災前に主に海岸防災林の管理を担っていた地元住民が転居を余儀なくされ、植栽後の保育や管理のあり方が今後の課題となっています。一方で、海岸防災林の植栽等に県民等が主体的に関わることのできる仕組み(みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動※1)は、復興支援から生まれた新たな連携の枠組みとして海岸防災林の保育管理や地域の振興発展に大きな役割を発揮する可能性を持っています。

この方針では、民有林に新たに植栽した海岸防災林約750ha の管理や活用について、国・県・市町・民間団体が協力・連携して取り組んでいくため、「目指す海岸防災林の姿」、「関係機関の役割と連携」、「活動資金・活動支援」を定め、共通の視点のもと、適切かつ永続的な維持管理体制を構築していくことを目指しています。

なお、保育方法の技術的指針については、別途「宮城県海岸防災林再生整備指針」で 定めることとします。



現在の海岸防災林 (名取市)

※1 県・市町・民間団体の間で協定を締結し、概ね5~10年継続的な森林整備を協定締結 民間団体が行う活動。

# 2 対象とする森林

宮城県全域の海岸防災林(民有林)とします。

# 3 目指す海岸防災林の姿

海岸防災林が有する下記の「災害に強い森林」、「地域に愛され大切にされる森林」、「震災を伝承する森林」を目指し、管理を行います。



【新みやぎ森林・林業の将来ビジョン(重点プロジェクト5)】

# (1) 災害に強い森林

潮害,飛砂,風害の防備,津波被害の軽減の機能など,災害に強い海岸防災林を育成するため、国・県の技術基準等に基づいた目標林型に向けた保育・管理を行います。

なお、具体的な技術基準は「宮城県海岸防災林再生整備指針」で定めることと します。

# 【具体的なイメージ】

潮害・飛砂・風害等を	保安林として潮害、飛砂、風害の防備等、農地や居
防止する森林	住地を災害から守り,地域の生活環境の保全を図り
	ます。
津波に対する被害を	津波エネルギーの減衰効果や漂流物の捕捉効果など
軽減する森林	被害を軽減する森林を形成します。



潮害,飛砂,風害の防備や津波被害の軽減効果 が期待される保安林(名取市)

# (2) 地域に愛され大切にされる森林

海岸防災林がつくる自然環境の保全を図りながら人が集まり、交流できる森林 を目指します。

なお、交流人口の増加に向けて、周辺の集客施設等との連携により地域の賑わい 割出を目指します。

### 【具体的なイメージ】

保健環境等レクリエー	趣のある景色として人々に親しまれるとともに、散
ションの場としての	策・森林浴などレクリエーション活動の場として利
森林	用され、人々に安らぎ・休養を与えます。

	<del>-</del>
森林・環境教育の場と	保育体験や自然観察等を通じて、森林や自然・生物
しての森林	について学ぶ場として、また、地域の歴史や文化を
	学ぶ場として活用していきます。
交流人口を増やし、地	周辺施設と連携したイベントの開催等により、県内
域の賑わいをつくり出	外からの人が集まり,地域の賑わいをつくり出すと
す森林	ともに、再び人々の営みと海岸林のつながりが強ま
	るような取組を進めます。
生態系が維持され、生	海岸特有の環境や動植物がつくる生態系を維持する
物多様性の保全が図ら	ことにより、豊かな自然環境や生物多様性の保全を
れた森林	図ります。
木材やキノコが利活用	本数調整伐等により発生した木材の有効活用を図る
される森林	とともに、林内環境を整備することで、キノコの発
	生が促されます。



キャンプ場として利用され、 人々に安らぎ・休養を与える 森林(気仙沼市)



地域の歴史や文化を学ぶ場 としての森林

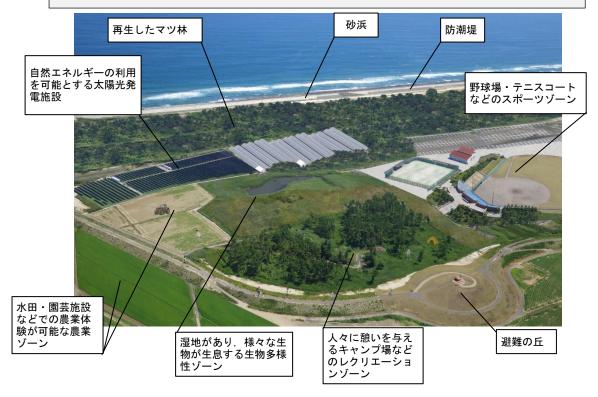


海岸防災林を背景としたイベント を通して地域の賑わいを作り出す 森林



生物多様性の保全が図られる 森林(亘理町蛭塚)

### 海岸防災林と周辺エリアが一体となって人が集まる・交流する・震災を伝承する場所



# (3) 震災を伝承する森林

海岸防災林の歴史や役割及び東日本大震災の教訓などを後生に伝承する場とします。

# 【具体的なイメージ】

海岸防災林の役割・重	津波の被災直後の状況、再生活動の様子、そして成林
要性を伝承する森林	した森林の姿から役割・重要性を伝えながら、復興の
	シンボルとして伝承します。
防災教育の場として活	海岸防災林の果たす津波の軽減効果を知ることがで
用される森林	き、地域住民や小中学生などが防災のあり方を学びま
	す。



海岸防災林の役割・重要性を 伝承する森林



防災教育の場として活用 される森林

# 4 関係機関の役割と連携

国・県・市町・みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動団体が、それぞれの役割を認識し、連携することにより、海岸防災林の管理を機能的、一体的に進めます。なお、連携体制の確立に向け、みやぎ海岸防災林・森林づくり協議会(仮)「以下「協議会」という。」を設置します。

#### (1) 関係機関の役割

#### 〇国 (森林管理署)

海岸防災林(国有林)の管理を行うほか、海岸防災林(民有林)との一体的管理の観点から、協議会にオブザーバーとして参加し、情報交換及び技術支援等を 行う。

#### 〇県

海岸防災林(民有林)の本数調整伐を主体的に行うほか、活動団体等の活動支援を行う。

#### 【具体的な取組み例】

- 「宮城県海岸防災林再生整備指針」の作成・公表
- 下刈り、本数調整伐等の実施
- ・活動団体等への技術支援・財政支援
- 保安林制度の規制緩和及び事務手続の簡素化の検討

#### 〇市町

市町有林の管理を行うとともに、活動団体等の活動支援を行う。

### 【具体的な取組み例】

- 不法投棄対策の実施
- ・松くい虫等病害虫被害対策の実施
- ・地元住民を対象とした環境教育の実施
- ・活動団体等への技術支援・財政支援

#### 〇みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動団体

県・市・町との協定地の保育活動を実施するとともに、海岸防災林での活動を 広く情報発信し、多くの人に海岸防災林の大切さを伝える。

### 【具体的な取組み例】

- ・下刈り等の保育作業の実施
- ・不法投棄及び松くい虫等病害虫被害の早期発見
- ・海岸防災林の活動についての情報発信
- ・環境教育などのイベントの企画・実施

# (2) みやぎ海岸防災林・森林づくり協議会(仮)

海岸防災林を適切に管理するためには、関係機関が連携し、情報共有するとともに保育技術の向上等を図る必要があります。各機関・団体の協力・連携の場として、「みやぎ海岸防災林・森林づくり協議会(仮)」を設立します。

### 【具体的な取組み例】

- ・各機関との連絡調整
- ・SNS等により各機関の活動内容を広く発信
- ・活動団体への技術支援、活動費助成など
- ・新規活動団体と協定候補地のマッチング
- ・周辺集客施設等との連携
- ・海岸防災林活動基金(仮)の創設

#### 【設立時期】

令和3年3月末(予定)

#### 【運営】

会員による自主的な組織運営を目指します。ただし、設立当初は事務局を県が 担い民間主導の自立運営への移行をサポートします。

# 围 活動 県 協議会 役割 市町 --(森林 管理署) 団体 情報共有・連携 管理 本数 調整伐 保育 活動 枝打ち 情報発信 巡視活動 不法投棄・病害虫 環境教育 団体支援 技術・財政 主体となる機関 サポートとなる機関

海岸防災林(民有林)における各機関の役割

# 5 活動資金・活動支援

海岸防災林の保育及び維持管理を継続的に行っていく上で、安定した活動資金の 調達が重要な課題となります。活動資金として、次の資金等の活用を検討します。

### (1)協議会の活動資金

当面(令和3年度から令和7年度まで)は、県が予算措置をし、みやぎ環境税及び企業版ふるさと納税を活用して協議会の運営を行うことを検討します。その後は、自立的運営を行うこととし、県内企業、個人等からの寄付等による「海岸防災林活動基金(仮)」を創設し、活用・運営を行っていきます。

#### (2)活動団体の活動資金

原則として自主財源とします。なお、民間団体の負担を軽減し活動を支援するため、本数調整伐、イベント開催時の保険料、バス借上げ代等について、協議会等による助成や県及び市町における補助を検討します。

### (3) 本数調整伐等の保育経費

本数調整伐や防風柵撤去等については、公共事業として主に県が実施します。ただし、みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動協定に基づき活動団体が実施する場合は(2)によるものとします。

#### (4) 森林環境譲与税の活用

市町は、地域住民を対象とした森林環境教育の開催やみやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動団体の活動支援など地域住民と海岸防災林をつないでいく取組みなどについて、森林環境譲与税の活用を検討していきます。

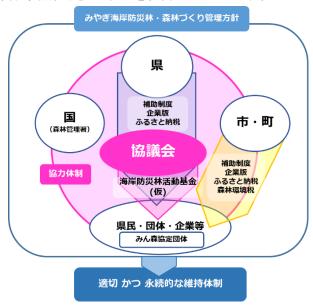


図 資金を含めた連携のあり方

# 6 おわりに

海岸防災林の管理は、下刈り・本数調整伐など保育活動のほか、今後発生が危惧される松くい虫被害や、不法投棄防止への対応、自然環境の保全と交流人口拡大など多様であり、変化していきます。

このため、管理方針は状況に応じて適宜見直しするものとします。

# 管理方針検討経緯

H31.3.22 平成30年度 防災林検討委員会(骨子案について検討)

R 2.3.18 令和元年度 防災林検討委員会(方針案について検討)

※新型コロナウィルス感染症の感染防止のため開催中止

R2.11.19 令和2年度 防災林検討委員会(方針案について了承)